

兵庫県公報

令和8年3月26日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第24号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第24号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「主たる事業所等」を「主たる事務所等」に改め、同項第3号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」という。）」を「同法」に、「輸徴法」を「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」という。）」に改め、同項第8号中「法第145条第1号に規定する環境性能割にあっては道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項の規定による新規登録（以下この号において「新規登録」という。）がされるべき事務所、同法第13条第1項の規定による移転登録を受けるべき事務所又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき事務所の所在地、法第145条第2号に規定する種別割にあっては」を削り、「第125条の9第2項」を「第123条第2項」に、「第125条の10」を「第124条」に、「新規登録」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（以下自動車税において「新規登録」という。）」に改める。

第11条の2第2項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第18条の3第2項中「(当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、386,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第18条の3第2項第1号中「掲げる金額（以下この項）」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。

第32条の9の2中「得た額」を「得た合計額」に、「按分」を「按分」に改める。

第44条の2第1項中「第21条の7」を「第21条の8」に改める。

第48条の2第1項中「限る。」の右に「(特定区域内住宅（法第73条の14第1項に規定する特定区域内住宅

をいう。第56条第1項において同じ。)の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。)を除く。)を加え、同条第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第50条第1項中「10万円」を「16万円」に、「本条」を「この条」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第56条第1項中「住宅(」の右に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第114条第1項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第114条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第115条第1項中「自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第116条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第117条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第118条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第119条から第125条の4までを削る。

第125条の5の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「前項」の右に「(同項の表トラックの款に係る部分に限る。)」を加え、「同項の表トラックの款」を「同款」に改め、同条第5項及び第6項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第119条とする。

第125条の6の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第177条の7第3項」を「第154条第3項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第120条とする。

第125条の7(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第121条とする。

第125条の8の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第122条とする。

第125条の9の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「第125条の11第1項」を「第125条第1項」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割証紙印」を「自動車税証紙印」に改め、同条第4項中「種別割証紙印」を「自動車税証紙印」に改め、「兵庫県税証紙徴収条例」の右に「(昭和40年兵庫県条例第38号)」を加え、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第123条とする。

第125条の10の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の右に「(平成14年法律第151号)」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第124条とする。

第125条の11の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の右に「同法第13条第1項に規定する」を加え、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同項第5号中「第146条第3項」を「第146条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第125条とする。

第125条の12(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第125条の2とする。

第126条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「下肢等障害者が所有する」を「下肢等障害者(下肢、体幹その他に障害を有する者のうち規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が所有する」に改め、同項第3号中「重度下肢等障害者又は」を「重度下肢等障害者(下肢等障害者のうち規則で定める重度の障害を有するものをいう。以下この項において同じ。)又は」に改め、同項第4号中「精神障害者又は」を「精神障害者(精神に障害を有する者のうち規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)又は」に改め、同項第5号中「重度障害者等のみ」を「重度下肢等障害者又は精神障害者(以下この号において「重度障害者等」という。)のみ」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項の表第1項第2号から第5号までの場合の項中「第125条の10」を「第124条」に改め、「免許情報記録個人番号カード」の右に「(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。)」を加え、同表第1項第6号の場合の項中「第125条の10」を「第124条」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第127条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第128条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第125条の9及び第125条の10」を「第123条及び第124条」に改める。

第129条第1項中「種別割」を「自動車税の」に、「第125条の8」を「第122条」に、「種別割証紙」を「自動車税証紙」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に改める。

附則第6条第2項第2号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、同項第3号中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第8条の3中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第9条の4の前の見出し及び同条を削る。

附則第9条の4の2に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1号」を「には、法附則第5条の4第1項第1号」に改め、「合計額」の右に「(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)を加算した額)」を加え、同条第2項中「附則第9条の4の2第1項」を「附則第9条の4第1項」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改め、同条を附則第9条の4とする。

附則第9条の5中「又は附則第34条第1項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第33条の4第1項又は附則第34条第1項の規定の適用を受けるとき」に改め、「(当該金額が当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、386,000円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第9条の5第4号中「附則第32条第1項」を「附則第31条第1項」に改め、同条第5号中「又は」を「、附則第33条の4第1項又は」に改める。

附則第9条の5の2中「令和20年度」を「令和30年度」に、「第18条の3第1項及び第2項並びに」を「第18条の3及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第18条の3及び前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第18条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

附則第9条の6の2第2項中「掲げる金額」の右に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)」との合計額」を加える。

附則第9条の6の3中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

附則第9条の7第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、同項第2号中「、附則第9条の4の2第1項及び前条」を「及び附則第9条の5」に改める。

附則第15条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同法第25条」を「法附則第11条第7項」に、「令和5年4月1日」を「都市再生特別措

置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、「まで」の右に「の間」を加え、同条ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改める。

附則第15条の3中「の新築を」を「(第48条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。)の新築を令和11年4月1日から」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、「まで」の右に「の間」を、「当該取得が」の右に「令和11年4月1日から」を加える。

附則第15条の4の次に次の1条を加える。

（重点医師偏在対策支援区域で開設等をする診療所の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第15条の5 診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）の開設者又は管理者が法附則第11条第17項に規定する区域において診療所の用に供する不動産で政令附則第7条第26項に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第21条の5から第21条の8までを削る。

附則第22条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第125条の5第6項」を「第119条第6項」に改め、「の種別割」を削り、「第125条の5第1項」を「同条第1項」に改め、同条第2項中「第125条の5第2項」を「第119条第2項」に、「第125条の6第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第3項中「の種別割」を削り、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「に初回新規登録」を「に最初の新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）」に、「第125条の5第1項」を「第119条第1項」に改め、同条第4項中「第125条の5第2項」を「第119条第2項」に、「第125条の6第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第5項中「(第3項の規定の適用を受けるものを除く。）」及び「の種別割」を削り、「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に、「第125条の5第1項」を「第119条第1項」に、「次の表」を「第3項の表」に改め、同項の表を削り、同条第6項中「第125条の5第2項」を「第119条第2項」に、「第125条の6第1項」を「第120条第1項」に改め、「前項」の右に「(同項の表トラックの款に係る部分に限る。）」を、「前項」とあるのは「附則第22条第5項」との右に「、「同項」とあるのは「同項において読み替えて適用する同条第3項の表トラックの款」とを加え、「1,800円」を「1,000円」に、「2,600円」を「1,300円」に、「2,300円」を「1,200円」に、「3,200円」を「1,600円」に、「4,000円」を「2,000円」に改める。

附則第22条の2第1項中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に、「施行規則で」を「施行規則附則第5条の2の2に」に改め、「の種別割」を削り、「第125条の5第1項」を「第119条第1項」に改め、同条第2項中「第125条の5第5項」を「第119条第5項」に、「第125条の6第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第3項中「の種別割」を削り、同条第4項中「第125条の5第5項」を「第119条第5項」に、「第125条の6第1項」を「第120条第1項」に改める。

附則第26条の2第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附則第26条の3第3項第1号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」を「及び附則第9条の4第1項」に、「附則第9条の5中」を「附則第9条の5ただし書中」に改める。

附則第27条第3項第1号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」を「及び附則第9条の4第1項」に、「附則第9条の5中」を「附則第9条の5ただし書中」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第28条第2項第1号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」を「及び附則第9条の4第1項」に、「附則第9条の5中」を「附則第9条の5ただし書中」に改める。

附則第29条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第17条の2」を「附則第17条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の

地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第31条第3項第1号及び附則第32条第2項第1号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」を「及び附則第9条の4第1項」に、「附則第9条の5中」を「附則第9条の5ただし書中」に改める。

附則第33条の2に次の1項を加える。

- 3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第1号に規定する基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は当該特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の2第3項各号に定めるところにより、県民税に関する法令の規定を適用する。

附則第33条の3第2項中「附則第35条の3の3第2項」を「附則第35条の3の4第2項」に改め、同条第3項中「附則第35条の3の3第3項」を「附則第35条の3の4第3項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第33条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の6の4第1項の規定により計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、法附則第35条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第33条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条の4第1項の規定による県民税の所得割の合計額」と、附則第9条第1項及び附則第9条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5ただし書中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条の4第1項の規定による県民税の所得割の合計額」とする。
- (2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第33条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第33条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第33条の5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで）

提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第18条の6の5第1項に規定するところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の6の5第2項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令附則第18条の6の5第3項の規定により計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

附則第34条第2項第1号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」を「及び附則第9条の4第1項」に、「附則第9条の5中」を「附則第9条の5ただし書中」に改める。

附則第34条の2第2項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改める。

附則第34条の2の2第3項第1号及び第6項第1号並びに附則第34条の3第4項第1号及び第7項第1号中「、附則第9条の4の2第1項」を削り、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」を「及び附則第9条の4第1項」に、「附則第9条の5中」を「附則第9条の5ただし書中」に改める。

附則第48条中「附則第9条の4の2第3項」を「附則第9条の4第3項」に改める。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和38年兵庫県条例第106号)第5条第1号

(2) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成5年兵庫県条例第6号)第6条第2項第1号

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第3条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第6条の3第14項」を「第6条の3第19項」に、「第28条の9第15項」を「第28条の9第20項」に改める。

第6条第2項第1号イ中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中兵庫県税条例第4条第2項第1号、第11条の2第2項第1号及び第44条の2第1項並びに附則第9条の5第4号及び第26条の2第1項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中兵庫県税条例第18条の3第2項の改正規定(同項第1号に係る部分を除く。)並びに同条例附則第8条の3の改正規定、同条例附則第9条の4の2第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定、同条例附則第9条の5の改正規定(「又は附則第34条第1項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第33条の4第1項又は附則第34条第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分並びに同条第4号及び第5号の改正規定を除く。)、同条例附則第33条の2に1項を加える改正規定並びに同条例附則第33条の3第2項及び第3項の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 令和9年1月1日

(3) 第1条中兵庫県税条例附則第9条の5の2の改正規定、同条例附則第9条の6の3の改正規定及び同条例附則第29条に1項を加える改正規定並びに附則第7項の規定 令和10年1月1日

(4) 第1条中兵庫県税条例第4条第2項第3号の改正規定 令和10年4月1日

(5) 第1条中兵庫県税条例第48条の2第1項及び第56条第1項の改正規定並びに同条例附則第15条の3の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。)並びに附則第10項の規定 令

和11年4月1日

- (6) 第1条中兵庫県税条例附則第15条の2の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める部分を除く。）及び附則第11項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日
- (7) 第1条中兵庫県税条例附則第9条の5の改正規定（「又は附則第34条第1項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第33条の4第1項又は附則第34条第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同条第5号に係る部分に限る。）及び同条例附則第33条の3の次に2条を加える改正規定並びに附則第6項及び第8項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（県民税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例（以下「9年1月新条例」という。）第18条の3第2項及び附則第9条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第32条の9の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に兵庫県税条例第32条の8の規定による納期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に同条の規定による納期限が到来する県民税の利子割については、なお従前の例による。
- 5 9年1月新条例附則第9条の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例附則第9条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「7号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、7号施行日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第29条第4項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 8 新条例附則第33条の4及び第33条の5の規定は、7号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 新条例第48条の2第1項、第56条第1項及び附則第15条の3の規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対し

て課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 11 新条例附則第15条の2の規定は、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 12 施行日前に兵庫県税条例第101条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第102条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第101条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 13 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 14 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 15 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第1条の規定による改正前の兵庫県税条例（以下「旧条例」という。）第125条第1項又は第125条の2第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る県の徴収金に係る旧条例第125条第6項若しくは第125条の2第2項の規定による還付又は旧条例第125条第7項（旧条例第125条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 16 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 17 この条例の施行前にした行為並びに附則第14項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割又は種別割に係るこの条例の施行後にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(兵庫県税証紙徴収条例の一部改正)

- 18 兵庫県税証紙徴収条例（昭和40年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは第125条の9第3項」を削り、「自動車税の環境性能割額若しくは種別割額」を「自動車税額」に改める。

第3条中「の環境性能割若しくは種別割」を削る。

第4条第2項中「自動車税の環境性能割額又は種別割額」を「自動車税額」に改める。